## ソシオロゴス

**編集規程** | 2005年3月30日制定 2013年3月29日改定

## 【総則】

第1条 本規程は、ソシオロゴス会則に基づき、雑誌『ソシオロゴス』(以下、本誌と略記する。) を編集発行するための手続きを定める。

第2条 本誌は、原則として年1回定期発行する。

第3条 本誌の編集発行のために、編集委員会をおく。

## 【編集委員会と編集会議】

第4条 編集委員会は、委員長1名、副委員長1名及び若干名の委員から構成される。

第5条 編集委員会の任期は1年とする。

- 第6条 委員長は、代表が指名し、全体会議がこれを承認する。
  - 2 副委員長及び委員は、委員長が任命する。
- 第7条 編集会議は、編集委員長がこれを招集し、投稿論文の掲載可否に係る決定を行う。
  - 2 編集会議は公開とする。

## 【査読】

- 第8条 投稿論文の査読は、編集会議において任命された査読者2名が開催する査読会議 において行われる。
  - 2 査読会議は公開とする。
- 3 査読会議は、原則として査読者2名と投稿者の参加をもって成立する。ただし、査 読者1名が出席できない場合は、別途査読規程に定める手続きによってその出席に代える ことができる。
- 4 査読者は投稿者の要求があった場合、少なくとも2回の査読会議を開催しなければならない。
- 第9条 投稿論文の掲載の決定は、査読者2名の承認を必要とする。

- 2 ただし査読者 2 名の査読結果が異なる場合にかぎって、投稿者は編集会議に再審査 要求を申し立てることができる。
- 3 再審査要求が申し立てられた場合には、編集会議が次項で定める委嘱委員1名を第 三査読者として任命する。
  - 4 委嘱委員は全体会議において任命される。任期は編集委員会と同じものとする。
- 5 第三査読者は、査読者2名及び投稿者の意見を聴取した上で、投稿者の再審査要求 を正当と認めた場合にかぎり、自ら代わって査読を行う。
- 附則1 本規程の変更については、全体会議の議決を要する。
- 附則2 本規程は、2005年3月30日より施行する。
- 附則 3 本規程は、2013 年 3 月 29 日に改定され、改定後の規程は 2013 年 4 月 1 日より施行する。